

# 村上市議会先例集

平成20年5月19日 制定  
 平成23年4月1日 改正  
 平成24年4月1日 改正  
 平成25年4月10日 改正  
 平成26年7月24日 改正  
 平成28年4月1日 改正  
 平成29年2月7日 改正

## 第1節 総則

1	議会の呼称	1
2	初議会の招集	1
3	議長の臨時会招集請求	1
4	応招議員の通告	1
5	欠席等の届出	1
6	議席	1
7	議席の順序	1
8	補欠選挙により選出された議員の議席	2
9	議席の番号及び氏名標	2
10	議長の議席	2
11	会期の決定方法	2
12	会期の延長	2
13	会議時間等	2
14	休憩	2

## 第2節 議案

15	議案の配布	2
16	議案の提出	2
17	未応招議員の発議	2

## 第3節 議事日程

18	議事日程の配布	3
19	議事日程の変更	3

## 第4節 選挙及び投票

20	初議会の議長	3
21	投票の順序	3
22	投票の方法 (関連23)	3
24	開票立会人の指名	3

## 第5節 議事

25	説明員 (関連27~28)	3
26	常時出席説明員	4
29	一括議題	4
30	議案等の朗読	4
31	議案の説明	4
32	委員会付託	4
33	即決議案の区分	4
34	追加議案の取扱い	4
35	臨時会の議案審査	4
35-2	臨時会の議案を委員会に付託	5

ものとする。

(委員会条例第19条)

#### 7 1 (委員会の傍聴)

委員会条例第19条を尊重し一般傍聴については、所管委員長の判断にゆだね、収容可能人員とする。

(委員会条例第19条)

#### 7 1 - 2 (支所開催の一般傍聴)

支所で開催する常任委員会の一般傍聴については、所管委員長の許可は不要とした。

(平成21年6月17日～19日、22日各常任委員会)

#### 7 2 (委員会の説明員)

委員会の説明員は、副市長、教育長及び課長とする。また、議案の内容により、補佐及び係長が出席する場合は、委員長の許可を得て認めることとする。

(委員会条例第21条)

#### 7 3 (委員会の審査)

当初予算(決算)の審査について、ある程度の時間を要し、説明員の拘束時間がとられることから、部局ごとに審査を行う方法を採用した。

(平成22年3月15日～18日:市民経済常任委員会、厚生文教常任委員会)

#### 7 4 (委員会開会中の所管事務調査)

開会中の常任委員会所管事務調査の実施については、調査事項がある場合、委員は事前に所管常任委員長へ(定例会初日2日前正午まで)申し出し、初日委員会で実施の可否を決定する。

(会議規則第105条)

#### 7 5 (委員会の調査視察)

委員会の調査視察については、閉会中の継続調査を積極的に行うことができるようにするため、3月定例会で年間議決を行うこととする。

(会議規則第111条)

(平成22年3月定例会)

#### 7 6 (2常任委員会の行政視察)

2委員会が同時に行政視察を行うことは認めない先例であったが、視察先が同一方面であることから、議長の許可を得て、合同で行政視察を行った例がある。

(平成20年10月7日～9日 市民経済常任委員会、建設企業常任委員会)

#### 7 7 (委員外議員の発言)

会議規則第110条を尊重し、委員外議員の質疑は、議題ごとに1人2回、予算、決算については款ごとに1人2回までの質疑とする。この場合、1項目についての質疑を1回と数える。関連質問は、委員長判断により、ある程度可能とする。

(会議規則第117条)

#### 7 8 (議会運営委員会への出席)